

週刊 愛媛県版

松山支店

〒790 8659 松山市二番町4-4-5

☎089 933 1221

高松支店管内 = 四国中央市



視点

中小企業経営承継円滑化法について

富岡和久税理士事務所
税理士 富岡 和久

愛媛県松山市持田町1-2-5
TEL 089-932-8925
E-MAIL kazuhiisa@tomioka-ao.com
URL http://www.bizup.jp/member/tomioka/



さる5月9日に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案」が成立しました。

この法律は、事業承継税制の抜本拡充や民法上の遺留分制度の制約への対応を始め、事業承継円滑化のための総合的支援策の基礎となるものです。

中小企業の事業承継の円滑化は、事業の継続・発展を通じて地域経済の活力を維持し、我が国経済の基盤である中小企業の雇用を確保するなどの観点から、極めて重要な課題となっています。

1. 相続税の課税についての措置

自社株式や事業用財産の相続は、経営安定化の為に後継者に集中させる必要があります。しかし、生前贈与や遺言を用いても遺留分（民法により被相続人の兄弟姉妹以外の相続人に対して留保された相続財産の割合）の制限により、資産が分散する恐れがあります。会社の業績が順調な場合、自社株の評価額が上昇し相続税負担が高額となり、納税のためやむを得ない事業用資産の売却等経営に支障を来す恐れがあります。

経営承継円滑化法の施行を受け、事業承継時の障害の一つである後継者の株式に関する相続税負担の問題を抜本的に解決する為に、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制

度」が創設されます。

これは、経営者に相続が発生し、事業の後継者となる一人の相続人が当該会社の株式を相続した場合に、事業継続等一定の要件を満たせば、非上場中小企業の株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税額の納税猶予を認める制度です。（現行10%評価減）

なお、本制度は平成21年度の税制改正において創設されますが、経営承継円滑化法が施行される平成20年10月1日（予定）に遡及して適用することになります。なお、その税制改正において相続税の課税方式を遺産取得課税方式に改めることも予定されており、こちらの動向にも注目されます。

2. 遺留分に関する民法の特例

一定の要件を満たす後継者が、先代経営者の遺留分権利者全員と合意を行い、所要の手續（経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可）を経ることを前提に、以下の遺留分に関する民法の特例の適用を受けることができます。

生前贈与株式を遺留分の対象から除外

生前贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外できる制度の創設により、自社株式等に係る遺留分減殺請求を未然に防止し、事業継続に不可欠な財産の分散を回避できます。

生前贈与株式の評価額をあらかじめ固定

生前贈与株式の評価額をあらかじめ固定できる制度の創設により、後継者の経営努力によって上昇した株式価値は、遺留分算定時に減殺されないため、後継者の経営意欲の阻害要因を排除できます。

なお、この遺留分にかかる民法の特例は制度の周知徹底に時間がかかるため、法律施行日の平成20年10月1日より若干遅れて適用が開始されることになるようです。

3. 金融支援

中小企業の事業承継時には、分散した株式の買取り資金や納税資金など、多額の資金需要が発生します。また、経営者が交代することにより金融機関の借入条件や取引先の支払条件が厳しくなる事も予想されます。

そこで、経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援する為、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対して、金融支援の特例が設けられる予定となっています。

